

令和5年（2023年）2月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 定例会

（午前10時04分 開会）

○議長（翁長俊英）

ただいまから令和5年（2023年）2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○議長（翁長俊英）

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付をしたとおりでございます。

○議長（翁長俊英）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において新垣善之議員と、石垣大志議員を指名いたします。

○議長（翁長俊英）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付をした会期日程のとおり本日、2月3日の1日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（翁長俊英）

ご異議なしと認めます。よって、本会議は本日2月3日の1日間に決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（翁長俊英）

日程第3、議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それではお手元にあります議案書の1ページ、また提案理由の1ページをお願いいたします。

議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されました。

この改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、改正法に統合され全国的な共通ルールとなります。また、当該規律について、個人情報保護委員会が一元的に解釈運用することになりました。

このため、令和5年4月からは、本組合でも改正法が直接適用されるため、改正法の施行に関して必要な事項として、条例で定める必要がある事項、また、条例で定めることが許容される事項を規定するため、この条例を制定するものです。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（翁長俊英）

これより質疑に入りますが、発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ、日本共産党の古堅茂治です。議案第1号について質疑を行います。

当組合での制定の必要性、情報漏えい防止対策について伺います。

○議長(翁長俊英)

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺薰)

それでは古堅議員の質疑にお答えいたします。

令和3年の個人情報保護法の改正により、個人情報保護に関する3つの法が新たな個人情報保護法として統合され、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱等に関する改正法による個人情報に関する全国共通ルールが適用され、令和5年4月に施行されることになります。新法では当組合も対象となるため、新たに「個人情報の保護に関する条例」を制定し、新法と同じく令和5年4月から施行するように議案として提案しております。

情報漏えい防止対策等につきましては、当組合では個人情報保護条例をこれまで制定しておりませんでした。事例等がある場合には、母体である那覇市及び南風原町の条例を参考に対応してまいりました。組合全体として、パソコン等の情報システムセキュリティを考慮したシステムの構築・運用を実施しており、インターネット接続機器等のアップデート適用やウイルス対策ソフトを利用しております。以上になります。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

条例制定に合わせた規則などの対応を伺います。

○議長(翁長俊英)

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺薰)

それでは、お答えいたします。

個人情報の開示請求に伴う手数料は無料でございますが、複写機により複写したものやCD等で開示請求情報を交付する場合には、作成に係る実費を請求者にご負担いただく必要がございますので、この実費の金額について規則で定めてまいります。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

母法となっています改正された国の個人情報保護に関する法律は、個人情報を軽視して、プライバシーを侵害するおそれがあります。個人情報の保護に関する法律で新たに導入された匿名加工情報の提供についての対応を伺います。

○議長(翁長俊英)

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺薰)

古堅議員の質疑にお答えいたします。

民間事業者からの提案に応じて行政機関等匿名加工情報を提供することにより、新たな事業やサービスの創出につながることが期待され、個人情報の利活用を促進しようとするために提案制度が設けられましたが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、実施は任意とされております。当組合では、現在のところ実施する予定はございません。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時15分）

○議長（翁長俊英）

再開いたします。

○議長（翁長俊英）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

議案第1号に反対する立場から討論を行います。

2021年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これにより「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで個人情報を取り扱う主体ごとに国の行政機関、独立行政法人等、民間業者に分かれていた3本の法律が、改正後の個人情報の保護に関する法律に一本化されました。また、本年4月1日からは、地方公共団体にも改正された「個人情報の保護に関する法律」の全国的な共通ルールが適用されることとなりました。「デジタル改革」での個人情報の利活用のために、自治体での個人情報保護条例による独自の保護規定を認めないものとなっています。この行政の持つ個人情報を民間営利企業に開放しようというものです。改正された国の「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報を「保護」から「活用」へと、考え方を180度変えようとするものに他なりません。自治体は、民間よりも厳格に個人情報の保護に努めてきました。その個人情報を、今度は全く逆に、営利企業の儲けのために提供するなど

ということを、どうして許せるでしょうか。条例案に反対する第一の理由は、個人情報保護を軽視して、プライバシーを侵害するおそれがあるからです。

今回、「個人情報の保護に関する法律」で新たに導入される「匿名加工情報」の仕組みは、個人を識別できないように加工したから、個人情報ではない、と定義されています。しかし、どんなに加工されていたとしても、そのもととなる情報が個人のものであることに、違いはありません。プライバシーにかかる情報を、本人が知らないところで、行政から民間にデータを提供することになります。しかも、「私の情報を提供対象から外してほしい」と要求しても、本人からの利用の停止や削除、提供の停止を請求する権利を定めた規定が条例から削除されており、法律にも規定されていないため、提供を停止させることもできなくなっています。

個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであり、今、行政に求められていることは、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。自分のどんな情報が集められているかを知り、不当に扱われないように関与する権利、自分の情報のコントロール権、情報の自己決定権を保障することにはかななりません。

反対する第二の理由は、地方自治が侵害されているという問題です。これまで那覇市や南風原町が定めていた個人情報に関する様々な仕組みが、国の制度改定の中で、一方的になくされてしまう、または、これまでになかった仕組みを強制されるという内容となっています。このことは、その当時の担当大臣が、自治体の既存の個人情報保護条例は「一旦リセット」していただく、

と発言したことに象徴されています。

これまで、個人情報保護制度は、自治体が「認知の先導性」を發揮し、国よりも自治体が先行して積極的に役割を果たしてきました。つまり、国よりも自治体のほうが、より大量の住民の個人情報を保有しており、とりわけ要配慮個人情報を国よりもはるかに多く保有して個々の事務を行ってきたため、国が認識しにくい個人情報保護にかかる様々な問題を国よりも早く認識し、その対策として、それぞれの自治体で個人情報保護条例をつくってきたという経緯があります。自治体が条例で積み上げてきた仕組みを、国が「リセット」するよう迫ることは、地方自治を踏みにじるものと言わざるを得ません。

さらに、さきに述べたように、「個人情報の保護に関する法律」は個人に関する情報の利活用を目的としているために、その保護に関する規制は緩和されており、条例によって規制を上乗せすることは、目的に沿わないためほぼ認められないということになっています。これもまた、条例制定権という団体自治を、過剰に制約するものと言えます。

日本共産党は個人情報保護法改定による押しつけに反対するとともに、「システムの標準化」に対して、自治体の独自施策を維持・拡充できるものとさせ、独自施策を抑制する自治体負担をなくすことを強くもとめます。

よって、那覇市・南風原町環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については反対します

○議長（翁長俊英）

ほかに討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（翁長俊英）

討論なしと認め、これを終結いたします。
休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時22分）

○議長（翁長俊英）

再開いたします

○議長（翁長俊英）

これより採決を

議案第1号 那覇市・南風

組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(贊成多數)

○議長（翁長俊英）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（翁長俊英）

日程第4、議案第2号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺薰)

それではお手元にございます議案書の3ページ、また提案理由説明は2ページをお願いいたします。

議案第2号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、職員等の服務の宣誓における対面での署名及び押印を不要とし、その他所要の規定を整備するものであります。

具体的な内容としましては、国家公務員の服務の宣誓について定めた「職員の服務の宣誓に関する政令」の改正を踏まえ、当組合においても対面での署名及び押印を不要とする見直し等を行うものであります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第2号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第5、議案第3号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長(赤嶺薰)

それでは、お手元にございます議案書等の7ページ、また提案理由説明は3ページをお願いいたします。

議案第3号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、職員の意に反する降給の事由及び手続に関し必要な事項を定め、その他所要の規定を整備するものであります。

具体的な内容としましては、降給の種類として、職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する「降格」と、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する「降号」を定め、それぞれの事由及び手続について規定するほか、所用の規定を整備するものとなっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第3号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（翁長俊英）

日程第6、議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは、お手元にございます議案書等は13ページ、また提案理由説明は4ページをお願いいたします。

議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の定年年齢引上げ及び地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を年齢65年に引き上げる等のため、那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年等に関する条例ほか4条の条例について所要の規定を整備、廃止するものであります。

具体的な内容としましては、国家公務員の定年を基準として定めるものとされている定年年齢を、令和5年度から2年度ごとに1年ずつ引き上げるものであります。それに伴い、年齢60年に達した日以後、最初の4月1日以降における給料月額を原則として7割水準とし、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とするほか、新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用を定める等しております。また、経過措置として、新たに暫定再任用制度を設けることとしておりま

す。

よろしくご審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（翁長俊英）

これより質疑に入ります。

休憩いたします。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時32分）

○議長（翁長俊英）

再開いたします。

これより質疑に入りますが、発言通告書が提出されております。発言を許可いたします。

なお、質疑は1議案に対して3回までというルールの規定がございますので、そういう形で整理をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

多和田栄子議員。

○5番（多和田栄子）

それでは議案第4号、国家公務員の定年年齢引上げに伴い職員の定年年齢を65歳に引き上げるための条例制定ですが、そのスケジュールについて、1点目は伺います。

2点目に、条例改正で再任用職員の雇用はどのようになるのか。この2点、質疑をいたします。

○議長（翁長俊英）

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは多和田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、スケジュールについてでございます。本条例は、令和5年度から国家公務員及び地方公務員において実施される職員の定年の引上げに係る関係条例の改正等となっております。

改正内容につきましては、定年の段階的な引上げをはじめ、定年前再任用短時間勤

務制度の導入や暫定再任用制度、管理監督職勤務上限年齢制の導入、情報提供・意思確認制度の新設、60歳に達した職員の給与等の6項目となっております。

導入スケジュールにつきましては、現行60歳の定年を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げて、最終的には令和13年度に65歳となるものであります。

そのまま続きまして、2点目で質疑のありました再任用職員への影響についてはどうなるかということにつきまして、お答えいたします。

現在、当組合の再任用職員は那覇市より派遣の1名のみとなっております。勤務条件は、フルタイム勤務制で、給与、手当、服務等は那覇市の再任用職員と同じ条件となっております。改正後も変更はございません。

○議長（翁長俊英）

多和田栄子議員。

○5番（多和田栄子）

ただいまの答弁ですと、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げていき、令和13年度、65歳まで引き上げていくということが分かりました。そこで再質疑をしたいと思います。

プロパー職員と人事に与える影響はあるのか。それから、条例改正で年金や退職手当への影響はあるのか、お伺いします。

○議長（翁長俊英）

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは最初にお聞きになられていきました人事に与える影響はあるかということについて、お答えいたします。

当組合は那覇市及び南風原町で構成されており、組織定数に基づいた両母体からの職員派遣となっているため、対象者が派遣

される可能性はありますが、人事に与える影響はないものと考えております。

また、組合採用となるプロパー職員については、令和15年度以降に影響が出る可能性がありますが、確定できるものではありません。

2つ目の質疑の年金額や退職手当への影響はあるのかということのご質疑に対してお答えいたします。

年金につきましては、定年引上げに伴い、長く働けば納める厚生年金保険料が増え、将来の年金支給額が増えることが考えられます。

また、退職手当につきましては60歳以降、定年年齢前に退職した場合は、定年引上げ前に比べて不利益とならないように、当分の間、定年年齢前の退職であっても原則、退職事由を定年退職の支給率で算定し、また、退職手当の基本額は減額前の給与月給で計算する、いわゆるピーク時特例を適用することとなります。

また、退職手当の算定期間は35年が上限となっておりますが、定年引上げで35年未満の方は算定期間が増え、退職手当が増える可能性があります。

当組合は那覇市・南風原町で構成されており、組織定数に基づき両母体から職員が派遣されていることから、影響については確定できるものではありません。

また、組合採用となるプロパー職員についても、最初に60歳を迎える職員が令和15年度となることから、それ以降に影響が出ることが想定されますが、現時点では確定できるものではありません。以上です。

○議長（翁長俊英）

多和田栄子議員。3回目ですので、お願いいたします。

○5番（多和田栄子）

答弁ありがとうございました。プロパー職員等の人事に与える影響というのは今すぐではなく、令和15年以降ということが分かりました。プロパー職員が若いということですよね。

あと、年金や退職手当への影響はといいますと、減額前のピーク時に特例を適用ということあります。現時点では影響はないということですけれども、不利益がないよう条例の整備を要望して、この件は終わりたいと思います。

最後に再質疑いたします。再任用職員についての件がありましたけれども、これについて条例改正により変更となる点はあるのか伺います。

○議長（翁長俊英）

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

今回の条例改正で再任用職員への影響についてということのご質疑でよろしかったでしょうか。

お答えいたします。名称自体が、「再任用常時勤務職員」から「暫定再任用常時勤務職員」に改正になりますけれども、現在の雇用形態と変更はございません。以上です。

○議長（翁長俊英）

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（翁長俊英）

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（翁長俊英）

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長（翁長俊英）

これより採決を行います。

議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（翁長俊英）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（翁長俊英）

日程第7、議案第5号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは、お手元にあります別冊の一般会計補正予算書（第2号）、また提案理由説明の5ページをお願いいたします。

議案第5号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、補正予算第1号後の新たな状況の変化により補正の必要が生じましたので、歳入歳出予算をそれぞれ1,769万8,000円増額補正するものであります。これにより、補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ32億5,866万9,000円となります。

まず、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。

第4款の財産収入は4,000万円の増額補正で、生産物売払収入の増額によるものであります。

第5款の繰入金は2,230万2,000円の減額補正で、財政調整基金及び施設整備基金繰入金の減によるものであります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款の総務費は267万6,000円の減額補正で、人事異動及び実績に伴う人件費等の減によるものです。

第3款の衛生費は2,037万4,000円の増額補正で、清掃総務費において人事異動及び実績に伴う人件費等の減と、入札残等による委託料と備品購入費の減、有価物売扱料の増額見込みによる積立金の増によるものであります。

そのほか、繰越明許費については第2表、債務負担行為補正については第3表のとおりであります。

以上が議案第5号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

#### ○議長（翁長俊英）

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

#### ○議長（翁長俊英）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

#### ○議長（翁長俊英）

討論なしと認め、これを終結いたします。

#### ○議長（翁長俊英）

これより採決を行います。

議案第5号、令和4年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

#### ○議長（翁長俊英）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（翁長俊英）

日程第8、議案第6号、令和5年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは、お手元にございます別冊の令和5年度一般会計予算書、また提案理由説明の6ページから7ページをお願いいたします。

議案第6号、令和5年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度一般会計の予算額は39億6,055万8,000円で、前年度に比べて9億8,176万9,000円、約33%の増となっております。

それでは、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は15億3,308万8,000円で、対前年度比2億7,721万9,000円、約22.1%の増となっております。主な要因は、ごみ処理施設管理運営負担金、周辺まちづくり事業負担金及び焼却灰資源化に係る費用を含む基幹的設備改造工事等負担金などの増によるものです。

なお、本年度のごみ処理に係る負担金の負担割合は、那覇市89.63%、南風原町10.37%となっております。

第2款使用料及び手数料は5億1,396万1,000円で、対前年度比384万6,000円、約0.8%の増となっております。主な要因は、ごみ処理手数料の増によるものです。

第3款国庫支出金は4億6,095万5,000円で、対前年度比4億2,469万9,000円、約1,171.4%の増となっております。主な要因は、焼却灰資源化に係る費用を含む基幹的設備改造、改良事業の増によるものです。

第4款財産収入は4億6,575万7,000円で、対前年度比4,480万2,000円、約8.8%の減となっております。主な要因は、余剰電力売扱料の減によるものです。

第5款繰入金は5億7,144万9,000円で、対前年度比7,694万1,000円、約11.9%の減となっております。主な要因は、施設整備基金繰入金及び還元施設基金繰入金の減によるものです。

第6款繰越金は費目存置であります。

第7款諸収入は1,394万7,000円で、対前年度比214万8,000円、約18.2%の増となっております。主な要因は、ごみ処理受託収入の増によるものです。

第8款組合債は4億140万円で、対前年度比3億9,560万円、約6,820.7%の増となっております。主な要因は、焼却灰資源化に係る費用を含む基幹的設備改造、改良事業の増によるものです。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第1款議会費は338万5,000円で、対前年度比137万8,000円、約29%の減となっております。

第2款総務費は1億5,195万8,000円で、対前年度比51万7,000円、約0.34%の増となっております。主な要因は、一般管理費の職員手当等の減、委託料の増、環境の杜ふれあい管理運営費の需用費及び委託料の

減によるものであります。

第3款衛生費は35億8,058万6,000円で、対前年度比9億5,761万7,000円、約36.5%の増となっております。主な要因は、焼却灰資源化に係る費用による塵芥処理費（中間処理）の需用費の増によるものであります。

第4款公債費は1億9,462万9,000円で、対前年度比2,501万3,000円、約14.8%の増となっております。主な要因は、基幹的設備改造に関する起債償還額の増によるものであります。

第5款予備費は3,000万円で、前年度と同額となっております。

そのほか、債務負担行為については第2表、地方債につきましては第3表のとおりであります。

以上が、議案第6号、令和5年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算の概要でございます。

よろしくご審議くださいよう、お願い申し上げます。

○議長（翁長俊英）

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出をされておりますので、これを順に許可いたしたいと思います。

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

ハイサイ、日本共産党の古堅茂治です。議案第6号、2023年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、質疑をいたします。

組合債が対前年度比6,820.7%増となっています。焼却灰資源化に係る費用を含む基幹的整備改造、改良事業の増など、2023年度予算案の特徴などを伺います。

○議長（翁長俊英）

休憩いたします。

休憩（午前10時51分）

再開（午前10時51分）

○議長（翁長俊英）

再開いたします。

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは古堅議員のご質疑の特徴について問うということで、よろしかったでしょうか。

お答えいたします。令和5年度一般会計予算の特徴といたしましては、衛生費の塵芥処理費のうち中間処理において、国からの交付金を用いて、焼却灰のセメント資源化を実施するための基幹的設備改良工事や低速破碎機等を更新するための基幹的設備改造工事費用として8億8,251万円を計上しております。以上です。

○議長（翁長俊英）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

そこで、基幹的整備改造、改良事業の具体的内容を伺います。

○議長（翁長俊英）

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹（大田裕二）

お答えいたします。

基幹的設備改良事業につきましては、令和5年度から6年度にかけて、焼却灰セメント原料化のための機器の新設や更新、灰溶融炉休止のための工事を計画しております。

また、基幹的設備改造事業につきましては、令和5年度から6年度にかけて、破碎設備の低速破碎機の更新や煙突に設置してある排ガス監視装置の更新を計画しております。

いずれも、国の循環型社会形成推進交付金を活用しながら行う事業であります。

○議長（翁長俊英）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

安定・安全操業に頑張ってください。終わります。

○議長（翁長俊英）

普久原朝日議員。

○4番（普久原朝日）

令和5年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について質疑いたします。

ちょっとかぶる部分はございますけれども、特徴についてお伺いいたします。

○議長（翁長俊英）

赤嶺総務企画課長。

○総務企画課長（赤嶺薰）

それでは特徴について問うということで、お答えいたします。

令和5年度一般会計予算の特徴といたしましては、衛生費の塵芥処理費のうち中間処理において、国からの交付金を用いて、焼却灰のセメント資源化を実施するための基幹的設備改良工事や低速破碎機等を更新するための基幹的設備改造工事費用として8億8,251万円を計上しております。以上です。

○議長（翁長俊英）

普久原朝日議員。

○4番（普久原朝日）

8億8,251万円、これはかなり熱意が感じられます。

そこで、那覇・南風原クリーンセンター灰出設備改良工事についての概要及び計画についてお伺いいたします。

○議長（翁長俊英）

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹（大田裕二）

お答えいたします。

令和6年度から焼却灰のセメント原料化

を行うため、県内のセメント会社へ委託処理するにあたり、搬送中の灰の飛散を抑えるための加湿装置の設置や、焼却灰中の不純物除去のために磁選機等の更新を行う予定であります。

そこで、設備の新設や更新などの改良工事を国の循環型社会形成推進交付金を活用しながら、令和5年度から6年度にかけて行う計画であります。以上です。

○議長（翁長俊英）

普久原朝日議員。

○4番（普久原朝日）

では最後の質疑です。

改良工事完了後の灰出設備の年間の処理能力について、お伺いいたします。

○議長（翁長俊英）

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹（大田裕二）

お答えいたします。

新たな設備の年間処理能力は、最大6,000トンで計画をしております。以上です。

○議長（翁長俊英）

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（翁長俊英）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（翁長俊英）

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長（翁長俊英）

これより採決を行います。

議案第6号、令和5年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（翁長俊英）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（翁長俊英）

日程第9、報告第1号、専決処分の報告について（修繕請負金額の変更）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長（古堅博己）

それでは、お手元の資料、別冊の議案書等は35ページから40ページ、並びに提案理由説明書のほうは8ページをご覧ください。

報告第1号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、令和4年2月4日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で護決された議案第4号、令和4年度から5年度焼却設備等定期修繕に係る修繕請負契約について、設計変更に伴う修繕請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、契約締結後に発生した経年劣化によるアンモニア緊急遮断弁の取替えや、ボイラ等で使用された水の溶存酸素や炭酸ガスを分離する設備の圧力調節弁の整備などを行うための増額変更であります。

変更前の金額は10億1,640万円で、変更後の金額は10億2,630万円となり、990万円の増額となります。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年2月17日付で管理者の専決処分事項として指定された「契約金額の100分の5以内

で、1,000万円以下の契約価格の変更」の事項として、令和4年12月22日に専決処分を行い、同日付けで修繕請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。報告は以上でございます。

○議長（翁長俊英）

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出をされておりましたので、発現を許可いたします。

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

ハイサイ。請求処分の報告について質疑いたします。

管理者の専決処分事項「契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」の上限に近い990万円の増額に至った経過、積算根拠を伺います。

○議長（翁長俊英）

古堅施設担当課長。

○施設担当課長（古堅博己）

古堅茂治議員のご質疑にお答えします。

今回の設計変更の経緯としましては、契約締結後に発生した経年劣化によるアンモニア緊急遮断弁の取替や、ボイラ等で使用された水の溶存酸素や炭酸ガスを分離する設備の圧力調節弁の整備などを緊急に行う必要となったことから、増額変更したものであります。

積算根拠につきましては、プラントメーカーから徴取した見積書を精査し、公益社団法人全国都市清掃会議発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」及び国土交通省の積算基準や公共工事労務単価などを用い、さらにこれまでの作業実績も参考に精査・査定を行い、算出しております。以上でございます。

○議長（翁長俊英）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

評価したいと思います。引き続き、プラントメーカーの言いなりにならない、積算の能力の向上、それに技術力の向上に頑張ってください。終わります。

○議長（翁長俊英）

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終了いたします。

~~~~~

○議長（翁長俊英）

日程第10、報告第2号、専決処分の報告について（施設損害賠償事故）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長（古堅博己）

それでは議案書等の41ページから43ページ、並びに提案理由説明書のほうは9ページをご覧ください。

報告第2号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

令和4年8月4日（木）午後2時45分頃、那覇・南風原クリーンセンター内のプラットホームにて、持ち込み車両が1番ゲートへ搬入した際、同1番ゲート前にて当組合職員がスプレー缶の処理をしていたところ、当該スプレー缶を潰したことでスプレー缶内に入っていた塗料が飛び散ってしまい、搬入車両に塗料を付着させてしまったものです。

過失割合は那覇市・南風原町環境施設組合が100%、相手方は0%、賠償金額は23万7,490円で示談が成立し、賠償金につきましては那覇市・南風原町環境施設組合が

加入している大同火災海上保険株式会社の施設保険が適用されております。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年2月17日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年9月28日に当該事項の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものです。報告は以上でございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ。専決処分の報告について質疑をいたします。

今回の再発防止策について伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

古堅茂治議員のご質疑にお答えいたします。

再発防止につきましては、二度と同じ事故を起こさないために、安全な場所でスプレー缶の穴あけ作業を行うよう徹底してまいります。

本来、スプレー缶は資源ごみに分類されており、クリーンセンターには搬入されるべきものではありません。

しかし、持ち込むゴミの中に混入する場合があることから、受入れの際、出し方や分別指導を行い、持ち帰りや隣接するエコマール那覇への搬入を誘導しております。

今後は那覇市及び南風原町にも協力を仰ぎ、資源ごみの出し方や分別の啓発に努めてまいります。以上です。

○議長(翁長俊英)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第11、これより一般質問を行います。この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内といたします。

発言通告書が提出をされておりましたので、通告書に従って順次発言を許可いたします。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

南風原町議会の岡崎でございます。よろしくお願ひいたします。大きい質問の1つ、2つ、3つずつ、個別に質問させていただいて、1つずつ再質問させていただきます。

まず、1つ目の施設の延命化について。

最終処分場の那覇エコアイランドの稼働があと9年間に迫ってきました。平成28年に始まった焼却設備の一連の基幹的設備改工事が令和3年度に終わっております。そこで、次の3つのことについて伺います。

①エコアイランドの稼働延長を想定していますか。その場合、どのような方策を考えておられますか。

②焼却施設のさらなる延命化の方策はありますか。

③今後、焼却灰の処理に、さらなる効率化にどんな対策を講じていかれますか。伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

まず、1点目のご質問にお答えします。

現在那覇エコアイランドには、主に焼却飛灰と溶融飛灰を埋め立てております。

令和6年度から焼却灰のセメント原料化

を行うため、灰溶融炉を休止することから溶融飛灰などの発生がなくなり、埋め立てる処理飛灰などの量が軽減されることで稼働の延長が想定されます。

次に2つ目の質問、焼却施設のさらなる延命化の方策について、お答えします。

本組合では、焼却施設のさらなる延命化を図るために、平成27年度に長寿命化整備計画を策定しました。その中では、供用開始から50年間稼働させることを目指しており、3回程度の基幹的設備改造工事などを計画しております。

第1回目は平成28年度から令和3年度まで行っており、今後も適切な時期に行ってまいります。

続きまして、3点目の今後、焼却灰処理のさらなる効率化にどのような対策を講じていくかについて、お答えします。

焼却灰の処理につきましては、現在灰溶融炉に投入し、約1,500度の高温で溶かし、メタルとスラグを生成し、資源化を図っているところです。

令和6年度から灰溶融炉で使用している電力を売電することにより、売電収入が増えること。灰溶融設備の維持管理費の低減など、灰溶融炉を継続して稼働した場合より費用対効果が見込まれることから、焼却灰のセメント原料化を行うため、県内のセメント会社へ委託処理を実施する予定となっております。

一方、焼却飛灰につきましては、現在のところ県内での資源化が難しいことから、これまで同様、最終処分場への埋立て処理を行うこととしております。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。1つ目については分かりました。

2つ目について再質問いたします。50年間、今後33年間ですね、稼働を続けていくために、1回目の基幹設備改良工事が終わりました。私たちが去年、視察させていただいた最新の焼却施設でも、メーカー、あるいはその施設の皆さんにおっしゃるには、おおよそ25年と。それを50年間もたせようという努力をしておられるわけですが、そのためにはあと2回程度ということかと思うのですけれども、どのような基幹設備の主に改造を行っていかれる予定でしょうか。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

今後の基幹的設備改造工事などにつきましては、蒸気タービンの主要部品である羽根車や集じん機の更新などを行う予定となっております。以上です。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

続けて、3つ目について再質問いたします。

現在の灰溶融炉を運転、維持していくためには安全の確保とか、あるいはかかる費用の大きさなどを考えても、これまで有価物の売払いの収入はありましたけれども、これを考えてもまだ設備の、灰溶融炉の維持管理が難しいというか、難があるというふうに先ほどの議案等の答弁にもありました。それをやめて、セメントの原料化にするための準備をしていく。それは去年の10月の補正予算の中にも一部入っていたかと思います。その設備の改造を進めていくために、基金に入れていくという説明を受け

た記憶があります。そういう方針は、私は評価いたします。そのほうが賢明だと思います。

そこで、一方、資源化が難しいと言われている焼却飛灰、いわゆる飛灰ですね。それは今後エコアイランドへの埋立てが続けられていくと思います。県内では私たちだけではなく、ほかの広域組合でも、自治体でも、最終処分場の維持に、同様な課題を抱えていると思います。それで、現在は埋め立てなきやならない焼却飛灰を資源化していくためには、やはり私たち組合だけでは、なかなか困難ではないかなと。やはり沖縄県やほかの広域組合とも連携し合って、その対策を将来、あるいは近い将来に向けて対策を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

焼却飛灰の再資源化につきましては、先ほどもありましたように現在のところ県内での再資源化が難しいことから、これまで同様、最終処分場への埋立て処理を行うこととしておりますが、今後先進地などの事例を参考にしながら、調査研究してまいります。以上です。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、大きい2つ目の質問にまいります。東新川のまちづくりについて。私自身は、ここから直線距離にして1キロあるかないかの新川に、昭和59年に那覇市から移り住んでまいりました。地元の一人としても伺

いたいと思います。

当組合は、ごみ処分場としてこれまでに負担をかけてきました地元東新川区のまちづくりにどんな協力ができてきましたか。そして、今後どんな協力が可能でしょうか。伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

クリーンセンター周辺のまちづくりとしましては、良好な生活環境整備を実現し、地域コミュニティの活性化につなげるため、平成19年7月に「環境の杜ふれあい」が供用開始され、周辺7自治会へは浴室優待券の配布を行い、ご利用いただいております。配布枚数につきましては、令和元年度が9,480枚、令和2年度は9,480枚、令和3年度は7,110枚を配布しております。令和4年度は、令和3年度に沖縄県のコロナ入院待機ステーション設置により、休館のため配布できなかった枚数2,370枚を含めて配布予定としており、12月までの配布枚数で9,480枚となっております。

また、「環境の杜ふれあい公園」につきましては、平成26年度に都市公園事業の認可を受け、現在、事業費9億円、令和7年度までの事業期間として鋭意整備を進めております。令和3年7月には、駐車場や園路、芝広場などの整備が概ね完了したことから、開園しております。

引き続き、園路灯やベンチなどの整備を順次行い、早期の整備完了に向けて努めています。

今後とも、これまで同様に周辺7自治会の皆様に親しんでいただけるよう施設の管理運営を行ってまいります。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。周辺の環境整備が進められて、そして7つの自治会に浴室優待券の配布を続けておられます。それは高く評価いたします。私もコロナが始まるまでは、この浴室優待券を頂いて、ありがたく利用させていただいておりました。新川では3か月か4か月ごとに、希望世帯に6ないし8枚が配布されます。私もまた早い機会に利用したいと思っています。

今回は、このごみ処理施設が立地している東新川区について伺っております。改めて申すまでもなく、特にこの東新川には区民の皆様の住環境に様々な負担をかけてきました。それらの課題が全て解決されたとは思っておりません。私たち本組合だけではなく、母体の那覇市、それから南風原町は、もちろん私たち議会もそうですが、この現状を、これまでの経緯を決して忘れていただきたくない、切にお願い申し上げます。

続けて、大きな質問3つ目にまいります。施設見学誘致の促進策はあるか。

①過去5年間の見学者の推移はどうですか。

②市民町民に親しまれるクリーンセンター及び那覇エコアイランドであり続けるために、施設見学者を増やす方策はありますか。伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

まず1点目について、お答えします。

クリーンセンターの平成30年度から令和4年度現在までの見学者数は、平成30年度は5,676人、令和元年度は5,576人、令和2年度は1,920人、令和3年度は1,483人、令

和4年度は12月末までに3,386人の見学者がございました。

また、那覇エコアイランドの見学者数は、平成30年度は49人、令和元年度は47人、令和2年度は12人、令和3年度は0人、令和4年度は12月末までに53人となっております。令和2年度、3年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策などの影響により見学者数は減少しておりましたが、令和4年度より、少しづつ回復しております。

続きまして、2点目についてお答えします。

那覇・南風原クリーンセンター及び那覇エコアイランドの施設見学者を増やす方策としましては、両母体及び組合ホームページにて、施設見学に関する情報を掲載し、見学できる設備を写真つきで紹介するなど、興味を持たせる工夫を検討いたします。

また、那覇市及び南風原町の小学4年生を対象に社会科見学を受け入れておりますが、これに加え、市内並びに町内の団体を、より多く受け入れられるよう検討していくたいと考えております。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。私の使命は、最終的にはごみの減量とか、再資源化に取り組むことだと思いますが、そういう活動に取り組んでいた営業法人のNPO、アースの会、これがなくなってしまったのはいつだったのでしょうか。現在は、まだそれでも那覇市と南風原町の小学校4年生を社会学科、科目のカリキュラムとして受け入れておられます。しかし、私が皆さんに伺ってきた限りでは、その小学生を受け入れるだけでも、決して十分な体制ではないなど

思っております。小学生だけでなく、やはり一般の市民、町民を、もっと積極的に見学を受け入れて、その方々がこちらからすぐ目と鼻の先にある公園とか、あるいは環境の杜、そういうたところまで足を伸ばしていただけたら、「いいところだな」と。ここにも住んでみたいと考える方が1人でも2人でも増えてほしいなと思います。

先ほど大きな2番目で東新川のまちづくりについて伺いましたが、ここはやはり居住人口が増えないということが、この地域の最大の課題であります。こちらに見学に来る方々が1人でも2でも、いいところだ、住みたいなというふうに思っていただきたい。そういうこともありますし、もっと見学者をしっかり受け入れられる体制を築いていっていただきたいという、この質問でございますが、いかがでしょうか。現在の体制は決して十分ではないと思うのですけれども、先ほどの答弁で、ホームページで写真なども交えて周知したいというお答えでしたが、よくホームページというのは、皆様行政側からの答弁や説明でよく出てきます。でも、そのホームページだけでは決して十分ではないのかと思います。その点については、いかがでしょうか。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

施設見学を通じ、より多くの市民町民の皆様にごみ処理の課題に関心を持っていただけるよう、先ほど言いました組合のホームページ、並びに両母体のホームページや公報誌などの活用の可能性など、見学者を増やすよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

そうですね、ホームページ以外の手法もぜひ充実させていただきたい。見学者を増やすためには、その受入れの体制も、私が希望するとおり見学者が増えていってほしいと思うんですけれども、見学者が増えてきたら、その体制を皆さんができるだけ考えてくださいと存じます。両母体においても、ぜひ見学者が増えて、ごみ処理の課題に関心を持っていただき、ごみの減量、再資源化、そしてそれがこの焼却施設の延命、あるいは埋立て、エコアイランドの延命につながると思いますので、ぜひ皆様の引き続きの取組をよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

ハイサイ、グスーシー、チューウガナビラ。日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。

最初に、当組合運営の重要な計画の一つでもあります一般廃棄物処理施設の維持管理計画を伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

お答えいたします。

本組合の「一般廃棄物処理施設の維持管理計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項による維持管理に関する計画と、同施行規則第4条の5による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」により策定されております。

維持管理計画の主な内容は、「排ガスの性状について周辺地域の生活環境保全のために達成することとした数値」や「排ガス

の性状の測定頻度に関する事項」及び「その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」を定めており、測定結果については本組合のホームページで公表しております。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

一般廃棄物処理施設・クリーンセンターの状況・課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

質問にお答えいたします。

本クリーンセンターの状況につきましては、適切な運転管理及び定期点検補修工事などの計画的な維持管理により、順調に稼動しております。

令和4年12月末現在の那覇市及び南風原町から搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの総量は約7万2,816トンで、1日当たり約265トン、対前年度比約1.1%増となっております。

課題としましては、不燃ごみに含まれる小型家電に内蔵されているリチウムイオン電池の分別が課題となっております。

リチウムイオン電池は、衝撃を与えると発火する可能性があることから、現在、破碎処理設備で処理を行う前に手選別による分別作業を行っております。

そのため、取り外し可能なリチウムイオン電池は取り除いてもらうよう、組合の構成市町の那覇市並びに南風原町へ、分別の協力をお願いしてまいります。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

リチウム電池火災が起きている様子が分

別チラシでもそういう写真が貼られていました。ぜひ取り組んでほしいと思います。

次に、灰溶融炉は全国的に事故やトラブルが相次ぎ、休止・廃止が増えています。灰溶融炉のメリット、デメリットを伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

灰溶融炉のメリットといたしましては、焼却灰を1,500度の高温で溶融し、メタルとスラグを生成し資源化することにより、焼却ごみの体積比が約60分の1まで減容化が図られ、最終処分場の延命化につながることであります。

デメリットといたしましては、維持管理のために多額の費用がかかることや、高温のメタルやスラグを取り扱う作業などを行うことから、潜在的な危険性があり、作業には細心の注意を払う必要があります。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

本組合でも、灰溶融炉に係る火災などのトラブルも起きています。本組合の灰溶融炉休止に向けた取り組みを伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

令和6年度から焼却灰のセメント原料化を行うため、県内のセメント会社へ委託処理に向け、令和5年度から令和6年度にかけて、灰溶融炉設備の基幹的設備改良工事を行う予定であります。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

灰溶融炉休止に伴う施設の改造について伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

県内のセメント会社への委託処理するに当たり、搬送中の灰の飛散を抑えるための加湿装置の設置や、焼却灰中の不純物除去のために磁選機などの更新を行う予定であります。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

焼却灰のセメント工場でのセメント材料への処理費用に伴う本組合のメリット、課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

本組合のメリットといたしましては、灰溶融炉で使用している電力分も売電することにより売電収入が増えることや、灰溶融設備の維持管理費の低減など、灰溶融炉を継続して稼働した場合より費用対効果が見込まれております。また、施設全体の安定稼働に寄与するものと考えております。

課題といたしましては、当初セメント工場の設備点検中における焼却灰の搬出への影響を及ぼす可能性がありました、協議を行った結果、セメント工場内に本組合が搬出する焼却灰の約1か月分の受入ヤードを新設することになったことから、影響はないものと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

一石二鳥、三鳥の効果がある、メリットだらけだと思います。

次に、メタル、鉄、アルミなどの再資源化の状況を伺います。

○議長(翁長俊英)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

メタル、鉄、アルミの再資源化の状況につきましては、令和元年度の実績は、溶融メタル686トン、破碎鉄類1,622トン、破碎アルミ40トン。

令和2年度の実績は、溶融メタル716トン、破碎鉄類1,214トン、破碎アルミ53トン。

令和3年度の実績は、溶融メタル545トン、破碎鉄類1,480トン、破碎アルミが28トン。

令和4年度の12月末までの実績は、溶融メタルが350トン、破碎鉄類が958トン、破碎アルミが25トンとなっております。以上です。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

3他自治体からのごみの受入状況と課題について伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

3番目の他自治会からのごみ受入状況と課題についてお答えいたします。

令和4年度の他自治体からのごみ受入状況につきましては、4月から12月までに、粟国村から82トン、座間味村から157トン、そして沖縄本島内に所在します、一般廃棄

物処理施設を管理しております11団体と締結しました「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する相互協定」に基づき、南部広域行政組合から510トンの可燃ごみを受け入れております。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

4 スラグ利用販売の状況と課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

お答えいたします。

スラグ利用販売の状況につきましては、令和3年度においては、那覇市や南風原町の公共工事などの無料利用が1,684トン、そのほかの公共工事などの有料利用が1,601トン、合計3,285トンの利用がありました。

課題としましては特にございませんが、灰溶融設備の維持管理費の低減など、灰溶融炉を継続して稼働した場合より費用対効果が見込まれることから、令和6年度より県内のセメント会社へ焼却灰を委託処理する計画であることから、スラグ利用販売がなくなる予定となっております。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

5 余剰電力の売払いの状況と課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

お答えいたします。

余剰電力の売払いにつきましては、令和2年度が約4億7,535万円、令和3年度が

約4億5,268万円の売電収入がありました。令和4年度は予算額が4億4,832万9,000円に対し、令和4年12月までの収入が約3億7,284万円となっております。このまま推移しますと、令和4年度当初予算に近い収入が見込まれます。

また、令和6年度より、県内のセメント会社へ委託処理を行うことで、これまで灰溶融炉で使用している電力分も売電することができるため、売電収入の増が見込まれます。

課題につきましては、当組合の余剰電力売払いの入札に参加した業者が、令和3年度は3者、令和4年度には2者に減少しており、このような状況が続くと、余剰電力売払いに対する競争性の確保が難しくなることが懸念されます。

また、令和8年7月で再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定期間が終了いたします。これに伴い、余剰電力販売単価が減少する可能性があり、売扱収入も減少することが想定されます。以上でございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

6 一般廃棄物最終処分場・エコアイランドの状況・課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

那覇エコアイランドにおいては、令和4年度12月末現在の廃棄物の埋立率が約64%となっており、ほぼ計画どおりに埋立てが進んでいる状況です。

課題としましては、現最終処分場が令和13年度に埋立て完了する予定であることか

ら、将来の最終処分場予定候補地の確保が課題となっております。

そのため、令和3年1月に那覇港管理組合へ、那覇市長、南風原町長、本組合管理者の三者で、港湾区域内の現最終処分場の隣地を、将来の最終処分場増設分予定地として位置づけられるようお願いしているところでございます。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

通告では施設見学の状況と課題を伺うとなっていましたが、岡崎議員の質問とダブりますので割愛いたします。

S D G s、環境への啓蒙活動が非常に大事になっています。施設見学を増やすたびに、一層さらなる努力を要望したいと思います。

次に、8 公害防止の状況と課題を伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

本クリーンセンターから排出される排ガスにつきましては、法令値や自主規制値を遵守し、公害防止に努めています。

また、法令に基づき測定を行い、いずれも法令値や自主規制値内に収まっており、その結果を本組合ホームページに掲載しております。

特に課題はございませんが、今後とも施設の安定稼働に努めてまいります。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

9 周辺自治会（7団体）との地域環境の保全及び公害防止、連携協力、協議につ

いて伺います。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

本クリーンセンターの操業に伴い、地域環境の保全及び公害防止について、平成18年4月1日に周辺7自治会と本組合において「公害防止協定書」を締結いたしました。

協定書には公害防止対策として、焼却に伴う排ガスの排出濃度が取り決められており、各項目を法令で定められた回数で測定を行い、協定値内に収まっていることを確認しております。

また、毎月1回職員による地域の不法投棄ごみのパトロールを実施しております。

平成19年4月より、本クリーンセンターからの公害等に関する意見、要望、苦情等に関する必要な情報を提供していただくため、地域住民の代表者を環境モニターとする環境モニター制度を活用し、地域との連携協力、協議を行っております。

さらに、周辺7自治会へは「環境の杜ふれあい」の浴室優待券を配布し、大変喜ばれ、良好な関係を築いております。

今後とも本施設周辺の環境に配慮しながら地域環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長(翁長俊英)

古堅茂治議員。

○6番(古堅茂治)

那覇市のごみ行政は周辺7自治会、そして南風原町の皆さんに大きなお世話をいただいています。この協力を忘れてはならないと思います。

そこで、10 還元施設「環境の杜ふれあい」、「環境の杜ふれあい公園」の状況・課題について伺います。

○議長（翁長俊英）

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長（玉寄博道）

お答えします。

還元施設「環境の杜ふれあい」の状況につきましては、令和3年度は緊急事態宣言による休館期間があったことから利用者数が大幅に減っておりましたが、令和4年度の利用者数は順調に回復しております。

利用者数につきましては、令和元年度が16万5,225人、令和2年度は10万3,997人、令和3年度は5万5,333人、令和4年度は12月までの利用人数でございますが、10万838人となっております。

次に課題につきましては、平成19年7月に供用開始され、15年が経過しており、施設の設備や機器の老朽化が課題となっております。今後、施設の修繕計画に基づき修繕を行ってまいります。

「環境の杜ふれあい公園」の状況につきましては、これまでに駐車場や園路、芝広場などの整備が概ね完了したことから、令和3年7月に開園しております。引き続き、園路灯やベンチ等の整備を順次行ってまいります。

課題としましては、3区画の未買収用地があり、交渉が難航しておりますが、引き続き進めてまいります。以上でございます。

○議長（翁長俊英）

古堅茂治議員。

○6番（古堅茂治）

私、一般質問で本組合の様々な課題が明らかになったと思います。大型プラント施設の経年劣化という大きな課題もあります。そういう様々な課題を母体の協力もいただいて、解決するために職員一丸となって頑張ってほしいと思います。終わります。

○議長（翁長俊英）

普久原朝日議員。

○4番（普久原朝日）

ハイサイ、グスーシー。立憲民主党、那霸市議会議員の普久原朝日です。

一般質問、1のゴミの受入れの方法について質問いたします。

先日、本組合議員と職員の皆さんで福岡のほうへ視察に行ってまいりました。そこでいろいろとお話を伺う中で、福岡市ではごみの夜間収集を行っているという話を伺いました。調べると、全国の政令指定都市で唯一、歴史は古く、1950年代から本格的に行っているそうです。そのメリットは大きく、日没から夜12時までに出せばいいということです。まず、朝の貴重な時間に急ぐ必要はなくなります。主に明け方から活動するカラスの被害軽減も期待され、また通勤時間帯から日中の交通渋滞対策としての効果や朝からまちにごみがない、景観が保てるということは、この観光立県沖縄、那霸市においても大きなメリットかと考えます。夜中の時間にごみ収集車が地域を回ることで、いわゆる防犯対策にもつながることもお話を伺いました。

そこで、那霸市の議会のほうでも夜間収集のごみについて是非を質問したのですが、この受入施設である那霸市・南風原クリーンセンターの稼働体制や調整などが必要とのことでしたので、今回はこの課題について少し深掘りできればいいのかなと考えております。

そこで、ごみの受入方法についての現在のごみの受入業務の現状、人員、費用及び時間について、お伺いします。

○議長（翁長俊英）

古堅施設担当課長。

○施設担当課長（古堅博己）

普久原朝日議員のご質問にお答えいたし

ます。

現在のごみの受入業務につきましては、現業職員が9名、任用職員が8名の計17名の体制で行っております。うち3名は受付を行う計量棟に配置し、ほか職員はごみの搬入先であるプラットホームや不燃ヤードにて、ごみ搬入車両の誘導・監視、不燃物の処理業務などを行っております。

令和3年度における職員18名の人物費は約9,800万円となっております。

また、構成市町、構成市町の委託及び許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者の受入時間につきましては、12時から13時を除く、朝8時30分から17時までとなっております。以上でございます。

#### ○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

#### ○4番(普久原朝日)

ありがとうございます。

そこで再質問いたします。夜間の施設の維持管理体制についてなのですが、福岡では計量棟とごみのプラットホームには人がいないということで、少なくて、運転班の3名体制で施設を回しているとのことです。本組合での夜間の施設の維持管理体制について、お伺いいたします。

#### ○議長(翁長俊英)

山城クリーンセンター主幹。

#### ○クリーンセンター主幹(山城聰)

お答えいたします。

本クリーンセンターの焼却設備及び灰溶融設備は、24時間連続運転しております。夜間はごみの受入業務を行っていないことから、焼却設備の運転管理を委託している業者の職員のみ常駐しており、焼却炉運転監視のために4名、灰溶融炉運転監視のために3名、合計7名の維持管理体制となっております。

#### ○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

#### ○4番(普久原朝日)

7名体制での維持管理ということでした。この施設の規模や量というのも変わってくると思いますけれども、一概には言えないと思います。福岡では、そのごみの収集業は業者が慣れているため、計量棟とプラットホームに人がいなくても問題なく夜間の運用ができるというお話をしました。福岡のほうではIDを導入して、そこで管理をして、そこでも慣れているから自分で計量して、プラットホームにごみを持っていくというようなことをやっているそうです。本組合でもごみ搬入業務を、例えばデジタル化を進め、利便性の高い搬入体制を整えるべきかと考えますが、見解をお伺いします。

#### ○議長(翁長俊英)

山城クリーンセンター主幹。

#### ○クリーンセンター主幹(山城聰)

お答えいたします。

本クリーンセンターに搬入する収集車両には、1台ずつICカードを配布しております。そして、業者自らが計量棟の秤を使って、搬入前と搬入後の重量を自動計量できるシステムとなっております。

仮に夜間に搬入することになった場合、計量棟については無人化が可能と考えておりますが、プラットホームや屋外にある不燃ごみヤードでの受入業務があり、夜間であっても業務に必要な人員を配置する必要があります。

従いまして、夜間のごみ受入れについては、人員配置や屋外にある不燃ヤードの照明設置など施設整備の課題があり、さらに、ごみ収集業務は構成市町である那覇市及び南風原町の所管ですので、構成市町との協議が必要となってまいります。

○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

○4番(普久原朝日)

ありがとうございます。そのプラットホームや不燃ごみとか、人員の配置が必要ということですが、例えばそこの中で効率化とかいろいろと体制を変えることで、その辺人員を減らしたりとか、あるいは福岡みたいに人がいなくてもできるような体制が組めるのか。その辺、引き続き調べていけたらなと思っております。この件につきましては、引き続き課題を整理していくたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2の焼却灰焼却飛灰の再資源化について。最終処分場「那覇エコアイランド」の現状と課題及び今後の取組について、お伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

那覇エコアイランドにおいては、令和4年12月末現在の廃棄物の埋立て率が約64%となっており、ほぼ計画どおりに埋立てが進んでいる状況です。

課題としましては、現最終処分場が令和13年度に埋立て完了する予定であることから、将来の最終処分場予定候補地の確保が課題となっております。

そのため、令和3年1月に那覇港管理組合へ、那覇市長、南風原町長、本組合管理者の三者で、港湾区域内の現最終処分場の隣地を、将来の最終処分場増設分予定地として位置づけするようお願いしているところです。

今後の取組としましては、令和6年度より灰溶融炉で使用している電力分を売電す

ることにより売電収入が増えることや、灰溶融設備の維持管理費の低減など、灰溶融炉を継続して稼働した場合より費用対効果が見込まれることから、焼却灰のセメント原料化を行うため、県内のセメント会社へ委託処理を実施する予定となっております。

○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

○4番(普久原朝日)

ありがとうございます。

再質問いたしますが、議案第6号の質疑とちょっと関連する質問になります。この灰出設備の工事が完了し、運用された場合の全体における埋立て物、処理飛灰及び溶融処理物の削減量と割合、このパーセントについてお伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

前里クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(前里宗鉄郎)

お答えいたします。

灰出設備工事が完了し運用された場合、灰溶融炉を休止することから溶融飛灰等の発生がなくなり、埋立物の削減量は年間約300立米、割合としては約8%となります。

○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

○4番(普久原朝日)

では、それらの削減により、最終処分場エコアイランドは、どれだけ延命できるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

前里クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(前里宗鉄郎)

お答えいたします。

溶融飛灰等の削減により、現在令和13年12月埋立て完了予定ですが、さらに約7か月程度延命できる見通しであります。

○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

○4番(普久原朝日)

答弁にありましたように8億円以上予算はかかるけれども、現状では今あるエコアイランドは7か月の延命とのことでした。このことからも、さらに抜本的な再資源化へ向けての取組が必要だと考えます。

そこで、焼却飛灰も再資源化することがごみ削減にとって重要だと考えております。業者に委託する方法や、例えば本組合で設備を整える方法も可能性としては考えられるかと思いますが、再資源化に向けてどのような取組を行うのか伺います。

○議長(翁長俊英)

前里クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(前里宗鉄郎)

お答えいたします。

焼却飛灰の再資源化につきましては、現在のところ県内での再資源化が難しいことから、これまで同様、最終処分場への埋立て処理を行うこととしておりますが、今後先進地等の事例を参考にしながら、調査研究してまいります。

○議長(翁長俊英)

普久原朝日議員。

○4番(普久原朝日)

ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

いろいろとお話を伺う中で、例えば焼却灰、今の琉球セメントさんに持つていても、そこで洗うことができない。これはなぜかというと、下水の設備が整っていないからということもありますので、結局灰を持っていったとしても、そこからまた県外のほうに行っていくと。それをまた処理したものを持ってきて、再資源化すると。や

はりそうなると、そこで設備を整えることができるのかどうか。そもそも下水処理能力がないという、下水処理管が通っていないということで、その分委託費も増えるのではないかなど考えます。

そこで、ここは自治体をまたぐことですので、ぜひ那覇市長、県も連携して、そういうふうに何か取組ができるのかどうか。いろいろと進めていって、県全体で環境行政に取り組んでいただければと思いますので、これは要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。イッペー、ニフェーデービタン。

○議長(翁長俊英)

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会におきまして議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和5年(2023年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉

会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前11時45分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議長

角長俊

署名議員

新垣喜之

署名議員

石垣大輔

